

とは思えません。

国立大学法人法の制定において当時の遠山文科大臣は、学長選考会議の仕事を次のように説明しています。「学長に必要な資質というものも、これまでよりは経営面でのすぐれた手腕が必要になる、…そういったことをかんがみまして、…経営協議会の学外委員の代表者と、それから学内者で構成されるこの教育研究評議会、この代表者が、同数で構成する学長選考会議におきまして、どのような形でそれぞれの学長を選ぶかということを決めて、しかも、広く大学の内外から適任者を責任を持って選考するというところでございます」と。



すなわち経営的見識を有する学外者を含む学長選考会議の仕事は、学長に求められる資質をもった学長を選考できる学長選考に関

するルールを作ること、そして経営手腕もある学長を選考できるよう、大学の内外から学長適任者を探し提案することとされています。

二 岡山大学長適任者選考規則の枠組み

岡山大学長適任者選考規則第4条2項は、「学長選考会議は学内の意向を聴取することができる」と規定していて、意向投票をしなくても良い、あるいは従わなくてもよいと解せるようにも読めます。しかし我々は、意向投票は行われるべきだと考えています。その理由は、先に述べた通り、学長選考会議のメンバーだけでは学長を選考する資格がないと考えるからです。

さらに、岡山大学学長選考会議規則第6条2項は、「学長選考会議の議事は、出席した委員の三分の二以上をもって議決する。」と規定しています。これは意向投票の実施を前提としていると思われます。

というもの、学長選考会議だけで決定すべきであるとすれば、過半数となるべきだからです。三分の二規定では、三分の一が反対する限り、永遠に次期学長を選考することが不可能です。学長選考会議だけでは資格が乏しいと考えたが故の三分の二規定でしょうが、だからこそ意向投票を前提とせざるを得

なくなっています。

その上で、万が一、意向投票が学部エゴ等で運営されていると考えるならば、前回の岡山大学学長選考の例のように、三分の二の特別多数で拒否権を行使しうることは否定しません。しかしこれは伝家の宝刀として余程のことがない限り抜かないことが望ましいのは言うまでもありません。

河野前学長は、これからの大学は学長の舵取りにその浮沈がかかっているのだから、学長選考は慎重に行われるべきである。そのためには人物を知っている人間による選考が望ましく、また、これまでの意向投票が部局のエゴによる村選挙であったことなどの認識も示し、意向投票に懐疑的な見方を示されていました。

我々はこうした意見にも一理あることを認めない訳ではありません。しかし、学長選考会議という、我々から閉ざされた、狭いメンバーだけで選ばれた学長が、岡山大学の最終責任者としての権威を獲得しうるとも思えません。

法人化以降、意向投票権者には、管理職レベルの職員も加えられ、学長選考に経営的観点も反映する様に改善されています。また我々は、学長選考を通して、岡山大学のことを良く知り、大学をより良くする機会となることを望んでいます。その意味でも余程適切な選考方法の提案がない限り、意向投票が行われるべきだと考えています。

しかしどのような選考方法が適切かを考えるには、我々がどのような学長像を望むのかという問題とも密接にかかわります。今回は、望まれる学長像について考えて見たいと思います。皆さんのご意見をお待ちしています。

教職員の皆様へ



上に書きましたように、職員組合としてはこれから、望まれる学長像、望まれる学長選考手続、そしてこれからの岡山大学像について政策論議を呼びかけていきたいと思っています。それぞれの論点についてご意見をお寄せください。これからの議論に反映していくと共に、学長候補者にも問題を投げかけて行く予定です。宜しく申し上げます。

★学長選考に向けてのご意見を、学内便もしくはメールで組合までお寄せ下さい★

メールアドレスは、ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp です。

組合から大学側に出していた国際交流会館の設置場所についての質問への回答が届きましたのでお知らせします。



平成22年8月19日

岡山大学職員組合御中

国立大学法人岡山大学

以下のとおり回答します。

国際交流会館の設置場所について

国際交流会館の設置場所として、かいのき児童クラブに近接した場所が候補地として挙げられていると聞きます。

ここは特に夏休み、児童の声がうるさくなる可能性があり、苦情が出ないか心配する声が父兄より挙がっています。大学としてどのような見解をお持ちか教えてください。

【回答】施設企画部に照会したところ、国際交流会館の南側(夫婦棟)の外部アルミサッシは、遮音性T-2等級で設計しているということです。

資料「窓サッシの遮音性能について(富士エンジニアリング(株))」によれば、「最近、マンションのパンフレットに「当マンションのサッシはT-2等級で遮音性能に優れ・・・」と謳われているが、T-2等級とはどのようなもののでしょうか。」の問いに対し、「日本工業規格(JIS)に規定されたサッシの遮音等級はT-1、T-2、T-3、T-4と4段階あり、数字が大きくなるほど遮音性能が高くなります。(=音をさえぎる能力が良くなる)」と回答されています。

また、「騒音・振動規制のあらまし(岡山県生活環境部環境管理課)」によれば、「非常にやかましい(90~120デシベル)」、「やかましい(60~80デシベル)」、「静か(40~50デシベル)」という騒音の大きさの例が示されています。(津島周辺の住宅地域(類型A)の環境基準は55デシベル以下(昼間)と定められています。騒音の大きさの例によると、50デシベルが静かな事務所、60デシベルが普通の会話や静かな乗用車とされています。)

おおまかですが遮音等級T-2は30デシベルを遮音しますから、やかましいレベル(70デシベル：電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭)の騒音を静かレベルまで軽減します。

以上のことから、国際交流会館の防音(遮音)性については、一定の対策が講じられているものと考えます。

なお、国際会館への入居希望者に対しては、学童保育施設・かいのき児童クラブが近くにある旨を申込書等で説明することについて関係部署に依頼し、文書に明記することとしていることを申し添えます。

～大学等を巡る動き～

「中期財政フレーム」に基づく「マイナス8%」シーリング問題(全大教より)

政府は、6月22日の閣議決定「財政運営戦略」に基づき、2011年度概算要求基準について、7月27日に閣議決定を行いました。

これによれば、文部科学省の概算要求枠は4兆9,798億円とされ、2010年度予算5兆5,926億円と比べ6,128億円、11%の減額とされています。また、「元気な日本復活特別枠」を設け、「1兆円を相当程度を超えるもの」として各省の「要望基礎枠」の範囲を基本に要望を行う仕組みとしています。このように、すでに概算要求段階で前年度予算を下回るという異例の事態であり、多額の予算削減の可能性が現実味をおびてきています。

国大協が各大学に配布した資料の内、「平成23年度シーリング試算」によれば、平成23年度の政策的経費(基礎的財政収支対象経費のうち社会保障費の自然増、地方交付税交付金、人件費等を除く)は約12兆円となり、平成22年度と比較してマイナス約8%になるとされています。国立大学等の運営費交付金は政策的経費とされており、機械的に国立大学等の運営費交付金に適用されれば、平成23年度から年間8%、3年間で約24%減という多大な削減が行われることとなります。

これは、平成23年度から3年間で地方大学及び中小規模国立大学50校以上が消滅することに匹敵するものです。また、平成23年度に運営費交付金8%削減が実施さ

れた場合の削減額約927億円を学部学生の授業料で対応すれば1人当たり約23万円の値上げとなります。

上述のように、地方大学が消滅することになれば、地域経済への否定的影響も重大なものとなります。地方大学が地域に及ぼす経済効果は1大学あたり生産誘発効果400億～700億円、雇用創出数6,000～9,000人(出典「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析」日本経済研究所、平成19年3月)と試算されています。

同様な問題は、私学助成、公立大学でも起きる可能性があり、日本の大学総体に壊滅的な打撃を与えるものです。これは、日本の教育・研究・医療、産業・経済、環境分野など大学が地域・社会に果たしてきた役割を断ち切り、日本

の総合力を大きく損ねるものとなることは必至です。

こうした事態をふまえ、運営費交付金をはじめとする大学・高等教育予算の削減に総力を挙げて反対し、その増額をめざす立場から次の取り組みを進めます。

- (1) 2011年度概算要求をめぐる動向について正確で迅速な情報提供・宣伝を進めます。(2) 政府及び民主党などへの政党要請を行います(3) 全国知事会への要請を行います。(4) 教育関係組合、国大協等との協力・共同を追求します。(5) 状況に応じた国会要請行動を行います。

無料法律相談『ユニオン』を

ご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。内定取り消しの相談にも応じています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。

法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先:竹内真理 法学部准教授 内線7472
:中富公一 法学部教授 内線7510

♪教職員の皆様、一緒に歌いませんか?♪

月にほぼ3回、通常は金曜日の午後6時から、岡山市立北公民館に集まって歌っています。

金曜日の夜に声を出して歌い、一週間のストレスを疲れを吹き飛ばすのはいかがでしょう?

詳しくは(内線7168組合まで)

～あなたも組合の仲間になりませんか?～

あなたの声を大学運営に、労働条件改善に反映させてみませんか?私たちは、あなたの参加を期待しています。